

災害復興支援ボランティア活動に伴う交通費等助成制度

通 年

ねらい

学生が自発的に災害支援活動を行うことを支援する

内容

災害復興支援ボランティア活動に参加する学生に対し、交通費および宿泊費等の半額を助成しています。助成額の上限は1回につき1万円、年間2回まで申請可能。

今年度は全て令和6年能登半島地震に関連する活動への助成という結果になりました。

参加者の声

実際に現場に足を運び考えられたこととして、被災から約5か月が経ってもテレビで見えていた様子と変わらない現状だった。ボランティアが不足していると感じた。一方で、住民の方の優しさを感じられた、作業を行う中で住民の方と話す機会があったが、「石川は海鮮が美味しいよ、お昼一緒に食べよう」といったことばをもらい、支援をするはずが、自分がたくさんの支援を頂いた。復興にはまだまだ時間がかかるため、継続的に支援活動を行いたいと思った。

参加人数 延べ25名



災害復興支援ボランティア委員会規程

令和3年6月17日

(目的)

第1条 この規程は、龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）が社会貢献の一環として取り組む自然災害等の復興支援に係るボランティア活動に関して必要な事項を定め、迅速かつ円滑なボランティア活動の遂行を図ることを目的とする。

(委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、本学に災害復興支援ボランティア委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に関する事項を審議・決定する。

- (1) 復興支援に係るボランティア活動の実施に関する事項
- (2) 復興支援に係るボランティア活動の内容とその範囲に関する事項
- (3) 復興支援に係るボランティア活動に要する経費等に関する事項
- (4) その他復興支援に係るボランティア活動に必要な事項

(構成等)

第4条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
- (2) 学長が指名する学部長 若干名
- (3) 学生部長
- (4) ボランティア・NPO活動センター長
- (5) ボランティア・NPO活動センター副センター長
- (6) ボランティア・NPO活動センター事務部長

(7) 学長が指名する学内の学識経験者 若干名

2 前項第7号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

3 副委員長は、前条第1項第4号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(成立要件・議決要件)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意をもって行う。

(事務処理)

第7条 この規程の運用に伴う事務処理は、ボランティア・NPO活動センター事務部が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、評議会において決定する。

付 則

この規程は、制定日（令和3年6月17日）から施行する。